

VII 全国の事例に学ぶワークシート

処分事由	交通事故	体罰	わいせつ行為等	個人情報の不適切な取扱い	その他	合計
懲戒処分者数	286 (29.5%)	176 (18.2%)	167 (17.3%)	41 (4.2%)	298 (25.5%)	968 (75)
訓告等を含めた総数	3,225 (29.8%)	2,253 (20.8%)	186 (1.7%)	382 (3.5%)	4,781 (44.2%)	10,827 (1,944)

* 「平成24年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(平成25年12月文部科学省報道発表)

* () は、割合。合計の欄は非違行為を行った所属職員に対する監督責任を問われ懲戒処分等を受けた者の数で外数

上の表は、平成24年度中に全国の都道府県・指定都市教育委員会が、教育職員（公立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校）に対して行った懲戒処分等の状況について、文部科学省が調査結果を公表したものです。

次からは、ここ数年に新聞報道された事例を紹介します。その事例について、「問題はどこにあったか」「事例から学ぶこと・対策」の2点について考えてください。まじめに日々の教育活動に取り組んでいる多くの方々には「こんなことは、その人個人に問題があって関係ないことだ」と思われる事例が多いですが、そこに「リスクの芽」が存在します。「もしかしたら私も・・・。」という意識を持って、もう一度、自分自身のコンプライアンス意識を見直してみましよう。

事例1 (わいせつ行為等)

顧問を務めていた吹奏楽部の女子生徒の胸を触るなどのわいせつ行為をしたとして、県立高校の男性教諭が懲戒処分を受けた。コンクールに参加するために宿泊したホテルで、自室に生徒を呼び出し、胸骨を直接接触ったり、Tシャツをめくらせるなどの行為をしたという。教諭は指導のつもりだったと説明し「結果的に傷つけ、申し訳ない」と話している。生徒は警察に被害届を出していない。

問題はどこにあったか？

この事例から学ぶこと・対策を考えましよう。

事例2 (わいせつ行為等)

授業中にわいせつな画像を映し出したとして、市立中学校の男性教諭が懲戒処分を受けた。教諭は数学の授業中に生徒の学習シートを私物のスマートフォンに撮影し、テレビモニターに表示しようとした際、保存していた女性の裸や下着姿の画像10枚が学習シートといっしょにインデックス形式で30秒間映し出された。教諭は校長に報告していなかったが、生徒からの通告で発覚した。

問題はどこにあったか？

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

事例3 (セクシュアルハラスメント)

勤務先の高校の女子生徒にセクハラ行為を繰り返したとして、県立高校の男性教諭が懲戒処分を受けた。男性教諭は8月下旬から9月上旬までの間、校舎内で女子生徒の肩や足をもんだりしたほか、この女子生徒に対して、容姿を褒めるなどの内容の携帯メールを約20回も送っており、女子生徒が別の教員に相談して発覚した。男性教諭は、「申し訳ないことをした」と話しているという。

問題はどこにあったか？

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

(参考) 全国の事例の解答例

事例1 (わいせつ行為等) の記入例

問題はどこにあったか？

- ・男性教諭が女子生徒を単独で、宿泊先の自室に招き入れる行為は許されない。
- ・身体に触れる行為や、T シャツをめくらせることを「指導」と捉える感覚が間違っている。
- ・被害届を出せない少女の心情を理解していない。 など

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

- ・複数の教諭，可能なら女性教諭が引率に同行し，スケジュール管理・生徒管理を組織的に行う。
- ・練習と自由時間の区別を明確にするとともに，生徒は班行動として単独での行動はしないようにする。
- ・セクシュアルハラスメントは，被害者の受け止め方により決定され，行為者の意図や判断にはよらないことへの理解を徹底する。
- ・セクシュアルハラスメント相談体制や，通報の連絡先等を，職員室ならびに校内の目に付く場所へ掲示する。
- ・生徒への指導に関する校内研修を定期的実施する。 など

事例2 (わいせつ行為等) の記入例

問題はどこにあったか？

- ・私物のスマートフォンを勤務時間中に使用すること，業務に使用することは許されない。
- ・管理職への報告は，事例が発生した時点で即座に行うべきである。 など

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

- ・私物を業務に使用することは，極力避けるようにする。
- ・使用ソフト等でやむ得ず私物のパソコン等を使用する場合は，届出をするなど，校内の規定に従う。
- ・常に公私の別を明確にする習慣を養っておく。
- ・勤務中に起こった事は，できるだけ速やかに管理職に報告する体制にする。
- ・緊急連絡以外は，勤務時間中に携帯電話や携帯メールを使用しないことを徹底する。 など

事例3(セクシュアルハラスメント)の記入例

問題はどこにあったか?

- 生徒の携帯電話やメールアドレスは、緊急連絡用として収集しており、私用に使うことは許されない。
- 異性の生徒の肩や足をもむ行為は、明らかにセクシュアルハラスメント行為であることを認識していない。
- 容姿を褒める行為も時と場合によって、セクシュアルハラスメントと受け止められる。
- 携帯電話使用の弊害について指導する立場であるのに、その悪用を教師が実践している。 など

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

- 正当な理由がないのに、異性の身体に触れることはセクシュアルハラスメントであることを共通認識する。
- 生徒との携帯電話やメールでのやりとりは、緊急連絡等、特別な事情による以外行わないことを徹底する。
- セクシュアルハラスメントや体罰を防止するため、児童・生徒の人権尊重に関する研修を実施する。
- セクシュアルハラスメント防止を訴える掲示物を、校内に掲げ、その一掃に取り組む。 など